

フランスの新たな地方分権 その2

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 266 (July 15, 2005)

財団法人自治体国際化協会
(パリ事務所)

目 次

はじめに

第 1 章 地方の自由及び責任に関する法律等の経緯	1
第 1 節 地方分権にかかる演説等	1
第 2 節 地方の自由大会	1
第 2 章 地方の自由及び責任に関する法律	4
第 1 節 法律設定の経緯	4
第 2 節 内容	5
1 目的	5
2 概要	5
3 権限移譲	6
4 財源補償	15
5 部局及び公務員の移譲	18
6 権限移譲後の国の役割	20
7 住民参加	22
8 コミューン及びコミューン間広域行政	24
9 異なる地方団体間での定期的協議の場	29
第 3 章 社会参入最低限所得の地方分権化及び社会活動最低限所得創設に関する法律	30
第 1 節 法律制定の経緯	30
第 2 節 RMI 制度の概要	30
第 3 節 RMI-RMA 法の概要	31
1 県への RMI 手当の移譲	31
2 RMI 制度の創設	31
第 4 節 権限移譲にかかる財源補償	31
第 4 章 地方団体の財政自治に関する組織法律	33
第 1 節 法律制定の経緯	33
第 2 節 内容	33
1 対象団体(地方自治総合法典第 L.0.1114-1 条)	33
2 固有財源(地方自治総合法典第 L.0.1141-2 条)	33
3 「全収入のうちでの決定的な割合」(地方自治総合法典第 L.0.1114-3 条)	34
4 組織法律の適用の保証(地方自治総合法典第 L.0.1114-4 条)	34
参考文献	35

はじめに

1982年地方分権法から20年以上が経過し、2002年5月の大統領選挙におけるシラク大統領及び同年6月の国民議会総選挙における保守・中道派の選挙公約に新たな地方分権が盛り込まれ、2003年3月の共和国の地方分権化に関する憲法改正に始まる一連の地方分権が開始された。

CLAIR REPORT 第251号「フランスの新たな地方分権 その1」においては、上記憲法改正、「地方住民投票に関する組織法律」及び「実験に関する組織法律」について紹介した。その続編となる本レポートについては、「地方の自由及び責任に関する法律」、「社会参入最低限所得の地方分権化及び社会活動最低限所得創設に関する法律」及び「地方団体の財政自治に関する組織法律」について紹介する。その第1章では、「地方の自由及び責任に関する法律」等の経緯について、第2章では、同法の内容について、第3章では、「社会参入最低限所得の地方分権化及び社会活動最低限所得創設に関する法律」について、第4章では「地方団体の財政自治に関する組織法律」について記述している。

今回の地方分権の詳細内容については、上記「フランスの新たな地方分権 その1」及び本レポートをご覧いただきたいが、地方団体の意見を反映したいくつもの大胆な権限移譲が行われている。この背景には、地方団体の意見を代弁する組織としての上院（Sénat）、及び地方議会議員と国会議員を兼ねることを認めるフランスの議員制度の存在を欠くことはできない。日本の地方分権の動きと比較する際に、ご留意いただきたい。

フランスの新たな地方分権については、これから移譲された権限の執行が始まり、新たな課題、必要な追加措置等が浮き彫りになるところであるが、我が国の関係者にとっても示唆に富んだものであるため、ある程度の区切りごとにその動向をとりまとめ、逐次クレアレポートとして刊行して、関係各位のご利用の便に供していきたいと考えている。

最後に、本レポートの調査のために、ご協力いただいたフランス内務省をはじめとする中央省庁、フランス地方団体、関係諸機関及び、とりわけ、関係機関との連絡調整、調査資料提供等様々な場面でご尽力いただいた在仏日本大使館植村一等書記官（総務省派遣）には、この場を借りて心から御礼申し上げたい。

(財)自治体国際化協会 パリ事務所長